広島県呉市

報道発表資料

令和8年10月13日
上下水道局経営総務部上下水道総務課
☎0823-26-1608

上下水道局用地売却の一般競争入札について

上下水道局用地売却ついて，次のとおり一般競争入札を実施します。

なお，人口戦略対策の一環として呉市内への移住を促進するため，物件１については住宅の整備を売却の条件とします。

１　入札物件

番号	所在及び地番	面積	最低売却価格
1	呉市広弁天橋町１番 233	3630.19 ㎡	201,000,000 円
2	呉市広弁天橋町１番 234	305.36 ㎡	10,100,000 円

２　日　　程

入札公告日　　令和８年１０月１３日（火）
申込受付期間　　令和８年１２月１６日（水）～１２月１８日（金）
入　札　日　　令和９年　１月２１日（木）
契約締結日　　令和９年　１月下旬予定

３　そ の 他　　詳しくは別添「呉市上下水道局用地売却要領」をご覧ください。

呉市上下水道局用地売却要領
（一般競争入札）

－ 令和８年度(第１回) －

申込受付期間：令和８年１２月１６日（水）から
令和８年１２月１８日（金）まで

入 札 日 時 ：令和９年１月２１日（木）
物件番号１　午前　９時３０分から
物件番号２　午前１０時３０分から

入札物件

物件番号	所在及び地番	地積	最低売却価格	用途地域（建ぺい率・容積率）	備考
1	広弁天橋町１番 233	3630.19 ㎡	201,000,000 円	第一種住居地域（60%,200%）	旧施設有り
2	広弁天橋町１番 234	305.36 ㎡	10,100,000 円	第一種住居地域（60%,200%）	旧施設有り

呉市上下水道局
経営総務部　上下水道総務課

目　　次

上下水道局売却用地の一般競争入札申込みから所有権移転までの流れ　・・・・・　1

呉市上下水道局売却用地の一般競争入札申込要領　・・・・・・・・・・・・・・・　3
１　　入札物件について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
２　　売却の趣旨について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
３　　土地売却条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
４　　入札参加者の資格等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
５　　入札参加申込みの受付期間及び場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
６　　質疑応答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
７　　入札参加申込みの方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
８　　入札の日時及び会場等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
９　　入札保証金の納付等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
《参考》自己あて小切手について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
１０　入札手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
１１　落札者の決定方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
１２　売買契約の締結等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
１３　契約保証金及び売買代金の納付方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
１４　所有権の移転等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
１５　買戻特約の解除について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
１６　売買契約に係る特約事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１７　その他の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
１８　入札参加の申込み又は落札のなかった物件の取扱い　・・・・・・・・・　１６
　○　地方自治法その他の法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

物件説明書
　物件番号１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
　物件番号２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

申込書類等
　様式第１号　　質問書
　様式第２号　　一般競争入札参加申込書
　様式第２号別紙　共有予定者一覧表
　様式第３号　　誓約書
　様式第４号　　役員等一覧
　様式第５号　　辞退届
　様式第６号　　小切手一時保管証
　様式第７号　　小切手返還請求書
　様式第８号　　入札書
　様式第９号　　委任状
　様式第１０号　入札保証金（充当・納付換）依頼書
　様式第１１号　契約保証金納付換依頼書

上下水道局売却用地の一般競争入札申込みから所有権移転までの流れ

１　入札参加申込み

(1) 受付期間：令和８年１２月１６日（水）から令和８年１２月１８日（金）まで

(2) 受付時間：午前８時３０分から午後５時００分まで
（正午から午後１時までを除く。）

(3) 受付場所：呉市中央６丁目２番９号　つばき会館３階
呉市上下水道局 経営総務部 上下水道総務課 管理G
（電話番号：０８２３－２６－１６０３）

２　入札

(1) 入札会場：呉市中央６丁目２番９号
つばき会館３階会議室

(2) 入札日時：令和９年１月２１日（木）
物件番号１　午前　９時３０分から
物件番号２　午前１０時３０分から

※　入札には，申込者本人又は代理人が必ず出席してください。

※　代理人による入札の場合は，委任状が必要となります。

※　入札当日の受付の際，入札保証金を小切手で納付していただきます。

３　契約説明

入札終了後，引き続いて落札者に対して契約内容を説明します。

４　契約の締結

別に定める様式の契約書により，呉市と落札者の間で売買契約を締結します。

契約締結日：令和９年１月下旬（予定）

会場：呉市上下水道局 経営総務部 上下水道総務課（つばき会館３階）

※　契約の締結の際，呉市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発行する納入通知書により契約保証金を納付していただきます（売買代金を即納する場合は，契約保証金は必要ありません。）。

※　契約等に必要となる一切の費用は，落札者の負担となります。

５　売買代金の支払い

売買代金から契約保証金を差引いた残金について，上下水道局が発行する納入通知書により契約締結日から起算して１か月以内に一括して納付していただきます。

６ 所有権の移転

所有権は，売買代金等を完納していただいた時に移転し，同時に物件を現況のまま引き渡したものとします。

７ 所有権移転の登記

所有権移転の登記手続は，上下水道局が行います。

所有権移転登記に必要な登録免許税は，落札者の負担となります。

問い合わせ先

呉市中央６丁目２番９号
呉市上下水道局経営総務部
上下水道総務課　管理Ｇ
電話　０８２３－２６－１６０３

呉市上下水道局売却用地の一般競争入札申込要領

1　入札物件について

この度の入札物件の詳細については，２１ページから２４ページまでに記載している「物件説明書」をご覧ください。

入札参加申込みをされる方は，この要領及び物件説明書の記載事項を御承諾の上，お申し込みください。

2　売却の趣旨について

この売却は人口戦略対策の一環として，呉市内への移住を促進するため，民間事業者による開発「住宅（専用住宅のみ)」「住宅用地（専用住宅に供する土地)」の整備を条件に市有地を売却するものです。

※　専用住宅とは，居住用のみを目的として建築され，店舗用，事務所用などの業務用スペースがない住宅をいいます。

3　土地売却条件

物件１については以下の条件を遵守してください。

なお，物件２については，土地の形状等を考慮し，売却条件はなしとします。

(1) 落札者は，売買契約締結の日から１０年間は，売買物件に係る土地利用を住宅用地（専用住宅のみ）に供するものとしてください。

(2) 落札者が，住宅用地として販売する場合は，販売するまでの間，売買物件の所有権を第三者に移転し，若しくは，売買物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利を設定することはできません。

(3) 住宅用地として販売する場合は,売買契約書等に(1)の条件を承継する旨の記載をしてください。

4　入札参加者の資格等

(1) 入札には，売却代金を指定の期日までに確実に納入できる方であれば，個人，法人を問わず参加することができます（共有を目的とした２名以上の連名による参加も可能です。)。ただし，次のいずれかに該当する方は入札に参加することができません。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項の規定に該当する者

ウ　次の申立てがなされている者

(ｱ) 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条に基づく破産手続開始の申立て

(ｲ) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続開始の申立て

(ｳ) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づく再生手続開始の申立て

エ　市町村税，呉市の水道料金及び下水道使用料を滞納している者

オ　呉市暴力団排除条例（平成２４年呉市条例第１号）第２条第３号に規定する暴力団等である者又はその統制の下にある者

※　地方自治法その他の法令については，１８ページから２０ページまでを御参照ください。

(2)　入札参加資格の確認のため，入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会します。照会の結果，入札参加者(法人の場合は代表者及び役員等を含む。)が暴力団等に該当すると判明した場合は，当該入札参加者の資格を取り消します。

ア　**【個人の場合】**…氏名（ふりがな），住所，性別，生年月日

イ　**【法人の場合】**…法人名，代表者及び役員等の氏名（ふりがな），住所，性別，生年月日

※　役員等とは，代表者，取締役及び監査役等をいい，支店又は営業所等を通じて申込み・契約手続等を行う場合は，当該支店長又は営業所長等を含みます。

５　入札参加申込みの受付期間及び場所

(1) 受付期間　令和８年１２月１６日（水）から令和８年１２月１８日（金）まで

(2) 受付時間　午前８時３０分から午後５時００分まで
（正午から午後１時までを除く。）

(3) 受付場所　呉市中央６丁目２番９号　つばき会館３階
呉市上下水道局 経営総務部 上下水道総務課 管理Ｇ
電話番号（０８２３）２６－１６０３

６　質疑応答

(1) 質問の受付は，以下の方法で行います。

ア　受付期間　令和８年１１月２０日（金）まで

イ　受付方法　所定の様式（様式第１号）を電子メールで提出してください。
※メールの件名は「呉市上下水道局用地売却一般競争入札質問書」の記載をしてください。

(2) 回答方法　質問受付後，おおむね３日程度で呉市上下水道局のＨＰに掲載します。

(3) 質問に対する個別の回答は行わず，回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けません。

(4) 回答内容は，特段の注記がない限り，この売却要領と一体となって内容を追加し，又は，修正するものとして取り扱います。

7　入札参加申込みの方法等

(1) 申込方法

一般競争入札参加申込書（様式第２号）に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（**実印**）を使用してください。）の上，次に掲げる書類を添付して受付期間内に受付場所に提出してください（郵送，電話，ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。）。

(2) 申込みに必要な書類

【個人の場合】

ア　誓約書（様式第３号）　１通

イ　印鑑証明書※1　１通

ウ　住民票（世帯全員の表示があるもの）※1　１通

エ　市町村税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）※2　１通

【法人の場合】

ア　誓約書（様式第３号）　１通

イ　印鑑証明書※1　１通

ウ　商業・法人登記　現在事項全部証明書※1　１通

エ　市町村税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）※2　１通

オ　役員等一覧（様式第４号）　１通

※１　イ及びウについては，発行後３か月以内のもの。

※２　エについては，令和８年１０月１３日（火）以降に住所地で発行されたもの。

(3) 申込みに当たっての留意事項

ア　申込みに当たっては，１物件ごとに１世帯又は１法人の申込みとなります。

イ　共有名義での申込みの場合は，**共有予定者一覧表**（様式第２号別紙）に必要事項を記入の上，共有予定者全員（申込書記載の代表者を除く。）が連名で記名・押印（実印）・それぞれの持分を記入の上，前号に掲げる書類（全員のもの）を添付して申し込んでください。

なお，申込後の持分の変更はできません。

ウ　共有名義で申し込まれた方は，同一の申込物件に他の共有名義人と重複して申し込むことはできません（単独での申込みもできません。）。

(4) 入札辞退について

入札参加申込受付期間後の入札の辞退は，原則として認めません。やむを得ず入札を辞退される場合は，必ず入札参加受付期間中に辞退届（様式第５号）に辞退の理由を記入して，呉市上下水道局 経営総務部 上下水道総務課 管理Ｇ（つばき会館３階）に**提出してください。**

(5) 申込みが１者であった場合の取扱い

申込みが１者であった場合でも，入札を実施するものとし，入札者が１者でも当該入札は成立するものとします。

(6) 入札に当たって必要となる入札書その他の書類は，この要領にある所定の様式をコピーして使用してください（呉市上下水道局のホームページからもダウンロードできます。）。

(7) 申込書その他の書類は正確に記入してください。記入漏れのあるもの若しくは記載が不明瞭なもの，又は事実と異なる若しくは虚偽の記載がされているものは，**無効**となります。

8　入札の日時及び会場等

(1) 入札日時　令和９年１月２１日（木）

物件番号１　午前　９時３０分から

物件番号２　午前１０時３０分から

※　入札の受付は，入札開始時刻の３０分前から行います。なお，入札開始時刻に遅れた場合は，入札には参加できませんのでお早めに御来場ください。

(2) 入札会場　呉市中央６丁目２番９号

つばき会館３階会議室

※　入札会場への入室は，申込者又は代理人と関係者１名の計２名までとさせていただきます。

※　つばき会館の地下に駐車場はありますが，満車の場合は，呉市役所の駐車場をご利用ください。

(3) 入札終了後，同会場において，引続き契約の流れを説明します。

9　入札保証金の納付等

(1) 入札保証金の納付

ア　入札参加者は，入札当日の受付時に入札保証金を納付しなければなりません。ただし，この入札については，呉市上下水道局契約規程（平成２５年４月１日上下水道局規程第８号）により，その例によるとする呉市契約規則（昭和３９年呉市規則第５０号）第１０条第１項の規定により，入札保証金の納付に代えて，金融機関が自店舗を支払人として振り出す**自己あて小切手**（銀行振出小切手又は預金小切手ともいいます。一般的な当座小切手とは異なりますので，御注意ください。）（以下「小切手」という。）を提出していただきます。

イ　現金による入札保証金の納付はできませんので，必ず入札までに小切手をご用意の上，入札に参加してください。

ウ　小切手は，入札書に記載する金額の**１００分の５以上**の額に相当する金額のものを提出してください。

エ　小切手の作成に係る手数料等については，入札参加者の負担となります。

オ　小切手の提出と交換に，**小切手一時保管証**（様式第６号）をお渡しいたしますので，入札終了まで大切に保管しておいてください。

カ　複数の物件の入札に参加される場合は，物件ごとに納付手続を行ってください。

(2) 入札保証金の返還

ア　小切手（入札保証金）は，落札者を除き，入札終了後に小切手一時保管証と交換で返還しますので，小切手一時保管証と併せて**小切手返還請求書**（様式第７号）を提出してください。

イ　**営業者の方は，小切手返還請求書に収入印紙（２００円）の貼付が必要**となります。（注１）

ウ　入札保証金には，利息を付しません。

※注１　営業者とは，個人の場合，個人商店などの経営者であり，法人の場合，株式会社等の営利法人のことです。

《参考》

【自己あて小切手について】

(1) 小切手は，金融機関が振り出したもので，**振出日から１０日以内**のものに限ります。

(2) 小切手の**受取人は，「持参人」**としてください。

(3) 小切手は，紛失，盗難等の用心のため，線引きにされることを推奨します。

小切手（サンプル）

広島××××

小　切　手　　××－×××

支払地　**◎◎市**

支払人　**◎◎銀行○○支店**

金額　**￥５，０００，０００※**

上記の金額をこの小切手と引替えに**持参人**へお支払いください

振出日　令和××年××月××日

振出地　◎◎市　　振出人　**◎◎市○○町△番□号**

◎◎銀行○○支店　支店長○○○　㊞

【入札保証金の計算例】

（各自の入札書記載金額）　　（入札保証金額・円未満切上）

１２，３４５，６７８円　×　５％　＝　６１７，２８３．９円　⇒　６１７，２８４円

※　各自の入札書記載金額に対して入札保証金として納付すべき金額（提出される小切手の額面金額）は，６１７，２８４円以上となります。円未満を切捨てした額面金額６１７，２８３円の小切手を提出された場合は，入札書記載金額の５パーセントに満たないため，無効の入札となりますので御注意ください。

（額面金額）　　（入札記載金額の上限）

５，０００，０００円　×　２０倍　＝　１００，０００，０００円

※　額面金額が５００万円の小切手であれば，１億円までの入札が可能となります。

１０　入札手続

(1) 入札方法等

ア　入札書は，**入札書**（様式第８号）を使用してください。

イ　入札書には，必要な事項を記入し，個人にあっては入札者の住所及び氏名を，法人にあっては入札者の所在地，法人名及び代表者氏名を記入し，**押印（実印）**の上，入札を執行する職員の指示に従って入札してください。

ウ　入札書の押印は，印鑑登録された印（実印）を使用してください。

エ　入札書の書換え，差換え又は撤回をすることはできません。

オ　入札書の金額欄には，消費税及び地方消費税相当額を**含まない**金額を記載してください。

カ　入札書への金額の記入は，アラビア数字を使用し，金額の頭書には，「￥」を記入してください。

(2) 代理人による入札

ア　やむを得ず代理人の方が入札される場合は，**委任状**（様式第９号）が必要となります。

イ　委任状は，入札日当日の入札開始までに受付職員に提出してください。

ウ　委任状には，委任状の印（印鑑登録された印（実印））と受任者の使用印の両方を押印してください。

エ　代理人による入札の場合，入札書の押印には，委任状に押印された受任者の使用印を使用してください。

オ　申込者本人の印（印鑑登録された印（実印））が押印された入札書により入札する場合，委任状は必要ありません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は，無効とします。

ア　入札公告又はこの要領に違反するもの

イ　入札書に入札者の住所，氏名の記載及び押印がないもの

ウ　入札書に金額の記載がないもの又は金額を訂正したもの

エ　入札書の金額以外の記載事項を訂正，挿入，削除したときに当該箇所に訂正印の押印がないもの

オ　所定の様式以外の入札書を使用して入札したもの

カ　入札保証金としての小切手を提出しないもの又は提出された小切手の額面金額が，各自の入札書記載金額の１００分の５に満たないもの

キ　１物件に対して１人で複数の入札をしたもの

ク　最低売却価格に満たない金額で入札したもの

ケ　この要領「４　入札参加者の資格等」の規定により入札に参加することができない者が入札したもの

コ　入札関係書類に虚偽の記載のあるもの又は必要な記載事項を確認できないもの

サ　その他入札者の意思が不明瞭であると認められるもの

１１　落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

ア　開札は，入札後直ちに入札者の立会いの下で行い，上下水道局があらかじめ定める**最低売却価格**以上の価格で，有効かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ　落札者が，入札参加資格の確認を要する者である場合には，当該最高価格入札者を落札候補者としますが，落札者の決定を留保します。

ウ　前記イにおいて，入札参加資格の確認の結果，落札候補者の入札参加資格が取り消された場合は，当該落札候補者以外の者のうち，上下水道局があらかじめ定める最低売却価格以上の価格で，有効かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

エ　落札者となる同価格の入札をした者が２者以上あるときは，直ちに当該入札者にくじを引いていただき，落札者を決定します。この場合において，くじを引かない者があるときは，当該入札に関係のない上下水道局職員がくじを引くこととします。

オ　開札又はくじ引きの後，落札者が決定した場合は，その者の氏名又は名称及び落札金額を，落札者がない場合はその旨を，開札に立ち会った入札者に知らせます。

(2)　入札結果は，落札金額及び落札者の法人・個人の区分を上下水道局のホームページで公開します。

(3)　落札者は，その権利を他者に譲り渡すことはできません。

(4)　落札者の提出した小切手の取扱い

ア　落札者が提出した小切手は，契約保証金又は売買代金に充当しますので，返還しません。

イ　落札者が契約の締結に応じない場合，当該落札はその効力を失い，落札者が提出していた小切手（入札保証金）は，上下水道局に帰属することとなります。

１２　売買契約の締結等

(1) 売買契約の締結は，次の日時及び場所で行います。

ア　日時　令和９年１月下旬(予定)

イ　場所　呉市中央６丁目２番９号
　　呉市上下水道局 経営総務部 上下水道総務課（つばき会館３階）

(2) 契約は，上下水道局が別に定める様式の「市有財産売買契約書」により行います。

(3) 契約時に必要なもの

ア　印鑑（法人の場合は，代表者印が必要となります。個人の場合は，認印で結構です。）

イ　筆記用具（鉛筆や消せるボールペンは不可）

ウ　収入印紙（各自で購入し，お持ちください。）

※　収入印紙の税額については，次の【収入印紙税額について】を参照してください。

【収入印紙税額について】

不動産売買契約書に貼付の必要な収入印紙の税額は，次のとおりです。

契約金額（売買代金）	印紙税額
１０万円を超え５０万円以下	２００円
５０万円を超え１００万円以下	５００円
１００万円を超え５００万円以下	１千円
５００万円を超え１，０００万円以下	５千円
１，０００万円を超え５，０００万円以下	１万円
５，０００万円を超え１億円以下	３万円
１億円を超え５億円以下	６万円
５億円を超え１０億円以下	１６万円
１０億円を超え５０億円以下	３２万円
５０億円を超えるもの	４８万円

※ 軽減措置により，令和９年３月３１日までは，上記の金額となります。

(4) 落札者が契約締結までの時点において，入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は契約を締結しません。また，契約締結後において，契約締結時に入札参加資格がなかったことが判明した場合は契約を解除します。

１３　契約保証金及び売買代金の納付方法等

(1) 契約保証金等

ア　**契約保証金は**，売買契約締結までに，事前に上下水道局が発行する**納入通知書**により，上下水道局が指定する金融機関で納付していただきます。

イ　契約保証金は，入札保証金の額と併せて売買代金の１００分の１０以上（円未満切り上げ）が必要になります。

ウ　契約保証金には，既に納付済みの入札保証金を充当しますので，**売買契約締結時に**，必ず**入札保証金（充当・納付換）依頼書**（様式第１０号）を提出してください。

エ　契約保証金の納付の確認は，領収書により確認しますので，売買契約締結時に必ず領収書をお持ちください（確認後，返却します。）。

(2) 残金の納付等

ア　売買代金から納付済みの契約保証金（充当済の入札保証金を含む。）の額を差し引いた残金（以下「残金」という。）については，**契約締結日から１か月以内に**，上下水道局が発行する納入通知書により，上下水道局が指定する金融機関で一括して納付してください。ただし，納付の最終期日が土曜日，日曜日，祝日など金融機関の休業日となる場合は，その直後の金融機関の営業日が納付期限日となります。

イ　残金の納付に併せて納付済みの契約保証金を売買代金に納付換えしますので，契約締結日から１か月以内に，必ず**契約保証金納付換依頼書**（様式第１１号）を提出してください。

ウ　残金が納付期日までに納付されない場合，売買契約は解除され，契約保証金（充当済の入札保証金を含む。）は，違約金として上下水道局に帰属します。

エ　残金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は，納期限を延期することができますが，この場合，**遅延利息（年率１４．５%）**が発生しますので注意してください。

(3) 契約保証金の免除

ア　売買代金を契約締結時に一括して納付（以下「即納」という。）する場合は，契約保証金を納付する必要はありませんので，売買代金の即納を希望される場合は，事前にお申し出ください。

イ　売買代金（既に納付済みの入札保証金の額を差し引いた額）について，事前に上下水道局が発行する**納入通知書**により，上下水道局が指定する金融機関で納付していただきます。

ウ　売買代金の納付の確認は，領収書により確認しますので，売買契約締結時に必ず領収書をお持ちください（確認後，返却します。）。

エ　売買代金の納付に併せて納付済の入札保証金を売買代金に納付換えしますので，契約締結時に**入札保証金（充当・納付換）依頼書**（様式第１０号）を提出してください。

オ　売買代金が納付期日までに納付されない場合，原則として売買契約は解除され，入札保証金は，違約金として上下水道局に帰属します。

カ　売買代金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は，納期限を延期することができますが，この場合，**遅延利息（年率１４．５%）**が発生しますので注意してください。

１４　所有権の移転等

(1) 入札物件の所有権は，売買代金（遅延利息が発生している場合は，遅延利息の納付を含む。）が完納されたときに移転するものとし，同時に入札物件を引き渡したものとします（現地での引渡しは行いません。）。

(2) 物件１については，所有権移転登記と併せて買戻特約登記を行います。

(3) 買戻特約の期間は１０年間とします。ただし，一定の条件を満たした場合は，期間満了前でも買戻特約を解除することができます。

(4) 入札物件は，**現状有姿（あるがままの姿）**での引渡しとなります。

(5) 所有権移転登記等は，上下水道局が嘱託登記により行いますので，売買代金の納付後，速やかに次に掲げる書類を上下水道総務課に提出してください。

ア　売買代金を納付された時の領収書（確認後，返却します。）

イ　登記嘱託請求書（残金の納付書と併せてお渡しします。）

ウ　買戻特約登記に係る登記承諾書

エ　**登録免許税の領収証書（原本）**

オ　その他所有権移転登記等に必要な書類

※　登録免許税は,残金の納付書と併せてお渡しする所定の**国税用納付書**により，各自金融機関等で納付してください。

※　**登録免許税の領収証書（原本）は，所有権移転登記の際に法務局に提出しますので,紛失しないよう十分留意してください(写しが必要な場合は各自でコピーしてください。)。**

※　登録免許税の税額については，次の【不動産登記（売買）に係る登録免許税額について】を参照してください。

【不動産登記（売買）に係る登録免許税額について】

登録免許税額＝課税標準価格[※注１]×　税率（1000 分の 15）[注２]

※注１　課税標準価格　＝　市の設定した仮の固定資産税評価額

※注２　土地の売買による所有権移転の登記については，令和１１年３月３１日まで軽減されます。

(6) 所有権移転登記完了後に「登記識別情報通知」をお渡ししますので，登記識別情報通知受領書と併せて財産受領書に必要事項を記載・押印の上，上下水道総務課に提出してください。

(7) 所有権移転登記は，落札者に対してのみ行い，落札者以外の第三者に対して所有権移転をする中間省略登記は行いません。また，売買契約書において，落札者以外の第三者に対して所有権移転をする旨の特約を付すこともできません。

１５　買戻特約の解除について

(1) 次のいずれかに該当する場合は，期間満了前であっても，買戻特約を解除することができます。解除が必要な場合は，(2)に定める書類で申請してください。

なお，以下のア又はイに該当する場合は，帰属若しくは寄附等する土地についてのみ買戻特約を解除します。

ア　都市計画法第２９条に規定する開発許可（以下「開発許可」という。）を受けた開発行為において，公共施設の用に供する土地を帰属するとき。

イ　開発許可にかからない場合において，公共施設の用に供する土地について寄附等をするとき。

ウ　都市計画法第３６条第２項に規定する検査済証(以下「開発検査済証」という。)の交付を受け，各区画の分筆登記が完了したとき。

エ　建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認済証（以下「建築確認済証」という。）の交付を受けたとき。

(2) 買戻特約の解除に必要なもの

ア　買戻特約解除申請書

イ　公図（法務局の証明原本）
ウ　地積測量図
エ　現地写真
オ　その他，買戻特約の解除に必要と認められる書類
カ　登録免許税の領収証書
キ　１５(1)ア～エの場合により，以下の書類
(1)ア　開発許可通知の写し，開発許可を受けた際の土地利用計画図，帰属する土地の登記事項証明書
(1)イ　寄附することを証する書類，寄附する土地の登記事項証明書
(1)ウ　開発検査済証の写し，各区画の登記事項全部証明書
(1)エ　建築確認済証の写し，各区画の登記事項全部証明書
(3)　買戻特約登記の抹消に係る費用は，全て申請者の負担とします。

１６　売買契約に係る特約事項

(1) 物件１については，売買契約と併せて買戻特約を設定します。特約の期間は契約締結日から１０年間とし，３　土地売却条件　が遵守されなかった場合，上下水道局が売買代金を返還した上で買い戻すことができることとします。
(2) 契約者は，売買契約の締結の日から１０年間，入札物件を暴力団等若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類する用途に供し，また，これらの用途に供されることを知りながら，入札物件の所有権を第三者に移転し，又は，入札物件を第三者に貸してはいけません。
(3) 上下水道局は，３　土地売却条件　及び上記禁止用途に関する履行状況を把握し，条件違反を未然に防止するため，必要があると認めるときには，実地調査を実施し，契約者に報告又は資料の提出を求めることができるものとします。その場合，契約者は，正当な理由なく実地調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。
(4) 契約者は，売買物件を指定用途に供するまでの間，以下に該当する場合はその都度上下水道局に報告をしなければなりません。なお，契約者が自ら開発行為等を行わない場合においても，契約者が報告をしなければなりません。
ア　開発許可を受けたとき。
イ　都市計画法第３６条第２項に規定する検査済証（以下「開発検査済証」という。）の交付を受けたとき。
ウ　建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認済証（以下「建築確認済証」という。）の交付を受けたとき。
(5) 契約者は，３　土地売却条件　及び禁止用途に関する特約事項に違反した場合は売買代金の１００分の３０に相当する額の違約金を，上下水道局に支払っていただきます。なお，契約者が建築等を行わずに土地のみの売却を行う場合は，購入者に

３　土地売却条件　を承継し，履行させなければなりません。購入者が３　土地売却条件　を違反した場合は，契約者に違約金が発生します。

１７　その他の留意事項

(1) 入札物件に関する現地説明会は行いませんので，申込者は，**必ず申込者自身において入札参加申込みの前に現地を確認**してください。なお，入札物件には，看板又はのぼりを設置しています。

(2) 現地を確認されるときは，周辺の迷惑とならないよう，各自で十分留意してください。

(3) 入札物件の引渡しにおいては，立木の伐採，雑草の草刈，切株の除去及びフェンス，囲障，擁壁，井戸その他地上・地下・空中工作物の補修・撤去に係る負担及び調整は，所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず，**上下水道局では一切行いません。**

(4) 上下水道，電気及び都市ガスなど供給施設の引込みが可能である場合に，既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが，**上下水道局では**，補修や引込み工事の実施，これらに必要な費用の負担，供給処理施設への負担金の**支出等は一切行いません**ので，建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上，各自で対応してください。

(5) **上下水道局においては**，入札物件に係る地盤・地耐力調査，磁気探査並びに地下埋設物，防空壕及び土壌汚染に関する**調査は行っていません**が，**申込者の負担において**，**当該調査を行うことはできます**ので，その場合は，事前に上下水道局に申し出てください。

(6) 入札物件によっては，建築物の建築に当たり，杭打ち，地盤改良等の措置が必要となるケースも想定されますが，すべての入札物件について，**地盤・地耐力が保証されているわけではありません。上下水道局において**それらの措置を講じたり，**それらに係る費用を負担したりすることはできません**ので，各自で対応してください。

(7) 入札物件の購入申込みに当たっては，都市計画法，建築基準法，土砂災害防止法その他の法令及び広島県，呉市の条例・規則等（以下「法令等」という。）に基づく各種規制について，**申込者自身において事前にご確認ください**（※法令等の規制に関しては，専門的な知識を必要とする場合があります。そのような場合は，各自で専門家にご相談願います。）。

(8) 申込者は，**法令等を遵守**することはもとより，**関係機関からの指導等についても必ずこれを遵守**してください。

(9) この要領に記載されている**内容は，あくまで作成時点におけるもの**であり，将来的な法令等の施行・改正に伴って生じる新たな規制等に対し，**将来にわたって本内容を保証するものではありません。**従って，入札物件の購入後，実際に建物の建築等を計画される場合は，当該時点における法令等に基づく各種規制について，申込者自身において再度御確認をお願いします。

(10) 上下水道局は，入札物件を現状有姿で落札者に売り渡すものであり，上下水道局は売り渡した売買物件について一切の契約不適合責任を負わないものとし，契約者は上下水道局に対して，種類，品質又は数量が本契約に適合しないことを理由として履行の追完，代金の減額，損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし，契約者が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては，この限りではありません。

(11) 入札物件は国から譲受した施設であるため，上下水道局が把握していない埋設管等が残置されている可能性があります。不明な埋設管等が発見された場合でも，上下水道局では撤去義務及びその撤去費用等の一切を負担しませんので，契約者の責任で撤去してください。

(12) 上下水道局は，契約者が売買契約の規定に違反したとき，義務を履行しないとき，又は暴力団等に該当したときは，契約者に催告をしないで直ちに売買契約を解除することができることとします。

(13) 契約者は，売買契約に定める事項を履行しないために，上下水道局に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければなりません。

(14) 上下水道局は，申込者がこの要領に定める事項を遵守しない場合に生じた一切のトラブルについて，申込者からの苦情，異議申立て又は損害賠償の請求等に応じることはできません。

１８　入札参加の申込み又は落札のなかった物件の取扱い

(1) 今回の入札において入札参加の申込みがなかった物件，申込受付期間中に申込みがあったにもかかわらず申込者が辞退した物件，応札又は落札がなかった物件，その他やむを得ない事情で契約に至らなかった物件については，先着順により売却することとします。

(2) 先着順による申込受付期間は，令和９年１月２２日（金）から当該物件の次回の一般競争入札又は公募による売却手続の開始決定の日までとします。なお，申込受付期間の初日に同一の物件に複数の申込みがあった場合は，当該申込みをした方全員で別に上下水道局が指定する日時に公開抽選を行い，売却の相手方を決定することとします。

(3) 先着順による申込物件は，この要領に記載している最低売却価格で売却することとします。

(4) 先着順による申込みがあった場合，上下水道局と申込者は，速やかに売買契約を締結することとします。

(5) 先着順による契約締結等の方法及び申込書類の様式については，この要領に定めるものを準用します。

(6) 物件１については，先着順で売却する場合にも，この要領に定める３　土地売却条件　を準用します。

(7) 先着順による申込物件については，随時申込み状況等により内容が変更になりま

す。申込みの際は必ず事前に物件の最新情報をご確認ください。

(8) 先着順による申込みについての場所，時間及び問い合わせ先は次のとおりです。

ア　申込場所　呉市中央６丁目２番９号　つばき会館３階
　　呉市上下水道局 経営総務部 上下水道総務課 管理G
　　電話番号（０８２３）２６－１６０３

イ　受付時間　午前８時３０分から午後５時００分まで
　　（正午から午後１時までを除く。）

ウ　土曜日，日曜日及び祝日並びに年末年始は，受付を行いません。

地方自治法その他の法令

【参考】

○　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は，特別の理由がある場合を除くほか，一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は，一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者の代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても，また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり，故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により，契約の後に代価の額を確定する場合において，当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第１６７条の９　普通地方公共団体の長は，落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において，当該落札者のうちくじを引かない者があるときは，これに代えて，当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

○　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）（抄）

（職員の行為の制限）

第２３８条の３　公有財産に関する事務に従事する職員は，その取扱いに係る公有財産を譲り受け，又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は，これを無効とする。

○　呉市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）（抄）

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に揚げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等　暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が行われている者をいう。

○　呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領（抄）

（定義）

第２条　この要領において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　呉市暴力団排除条例（平成２４年呉市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団関係者　次に掲げる者をいう。

ア　条例第２条第２号に規定する暴力団員

イ　準構成員（暴力団ではないが，暴力団と関係を持ちながら，その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行い，または暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持・運営に協力し，若しくは関与する者）

ウ　次に掲げる者及びその他暴力団と関わりがある者

(ｱ) 暴力団，暴力団員又は準構成員に協力等をし，これらに関する者

(ｲ) 暴力団員若しくは準構成員であったことを背景とし，若しくは標ぼうするなどし，又は暴力団員若しくは準構成員であることを標ぼうするなどして，実質的に暴力団員若しくは準構成員と同視し得る行為を行う者

(ｳ) 総会屋，右翼，社会運動等の名目を背景とし，又は標ぼうするなどして，実

質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者

(3) 暴力団等　暴力団及び暴力団関係者並びに別表に規定する措置要件に該当するなど暴力団又は暴力団関係者と関わりのある法人,組合その他の団体を総称していう。

（指名停止等による暴力団等の排除）

第３条　市長は，暴力団等について，次の各号に掲げる契約の種別に応じ，それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(2) 公有財産の売払い等に係る契約　契約の相手方候補者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは，当該売払い等に係る募集要項等に基づき，当該相手方候補者を契約の相手方としないものとする。

（再委託等の禁止による暴力団等の排除）

第４条　市長は，契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるものに対し当該契約の履行の一部を請け負わせ，若しくは委託し，又は公有財産を転売，転貸等しようとすることについて，承認・承諾をしないものとする。

（契約解除による暴力団等の排除）

第５条　市長は，契約の締結後において受注者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは，当該契約の契約条項に基づき当該契約を解除することができるものとする。

別表（第３条－第５条関係）

措置要件
(1) 役員等（個人事業者である場合にはその者を，法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。 (2) 役員等が暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。 (3) 役員等が暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。 (4) 前３号に規定するときのほか，役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (5) その経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

物件説明書

物件番号 1　　最低売却価格 201，000，000円

住居表示	呉市広弁天橋町			
所在及び地番	呉市広弁天橋町1番233			
土地	3630㎡（公簿）／ 3630．19㎡（実測）		地目	水道用地
建物等概要	旧工業用水施設（RC造外），取水ポンプ設備（ピット約5．5㎡×約2．5m，井戸約30m）外，配管設備等			
接面道路の幅員	幅員約5mの街路に接面			
用途地域等	市街化区域（第一種住居地域，建ぺい率60％，容積率200％），土砂災害警戒区域外，洪水浸水想定区域内			
	高潮浸水想定区域内，津波災害警戒区域外，雨水出水浸水想定区域外，宅地造成工事規制区域内			
供給施設等の引き込みの可否	上水道	接面道路に配水管（DIPφ150㎜）有り		
	下水道	接面道路に排水管（VUφ200㎜）有り		
	電気	使用可		
	ガス	使用可		
近接交通機関及び公益施設等	最寄バス停	弁天橋バス停（400m）		
	最寄駅	JR新広駅（約2．2km）		
	学校	呉市立三坂地小学校（450m）／呉市立広中央中学校（700m）		
	官公署	呉市役所広市民センター（2．2km）		
参考事項	・戦後，国から譲受し，工業用水の取水施設として令和2年度まで使用していました。 ・敷地内にフェンス，構造物（旧水道施設等）及び不使用の埋設管，中電電柱及び支線1本，NTT電柱1本，その他電柱が4本あり，中電・NTT電柱の移設等には協議が必要です。 ・国から譲受した施設のため，上下水道局が把握していない埋設管等がある可能性があります。 ・現状有姿での引渡しとなりますが，落札者による構造物及び不使用の埋設管等の撤去を原則としますので，構造物等についての契約不適合責任を一切負いません。 ・建物を新築される場合，地盤調査は行っていないため，地盤改良が必要となる場合があります。 ・解体時は建築リサイクル法における届出が必要です。（詳しくは建築指導課へお問い合わせください。） ・構造物の内部には，機械設備が残置されています。関係法令に基づき適切に処分してください。 ・最低売却価格は，更地価格から構造物等の撤去費用を控除した額としています。			
外観				

位置図	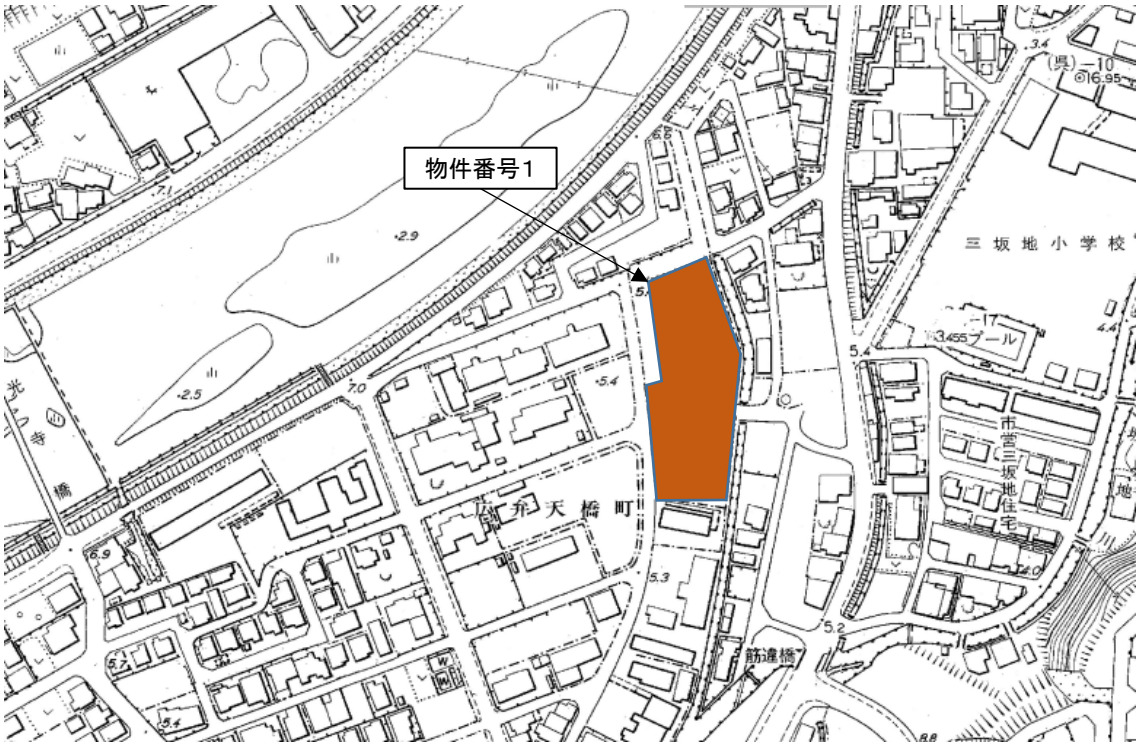 物件番号1 三坂地小学校 市営三坂地住宅 筋違橋
公図	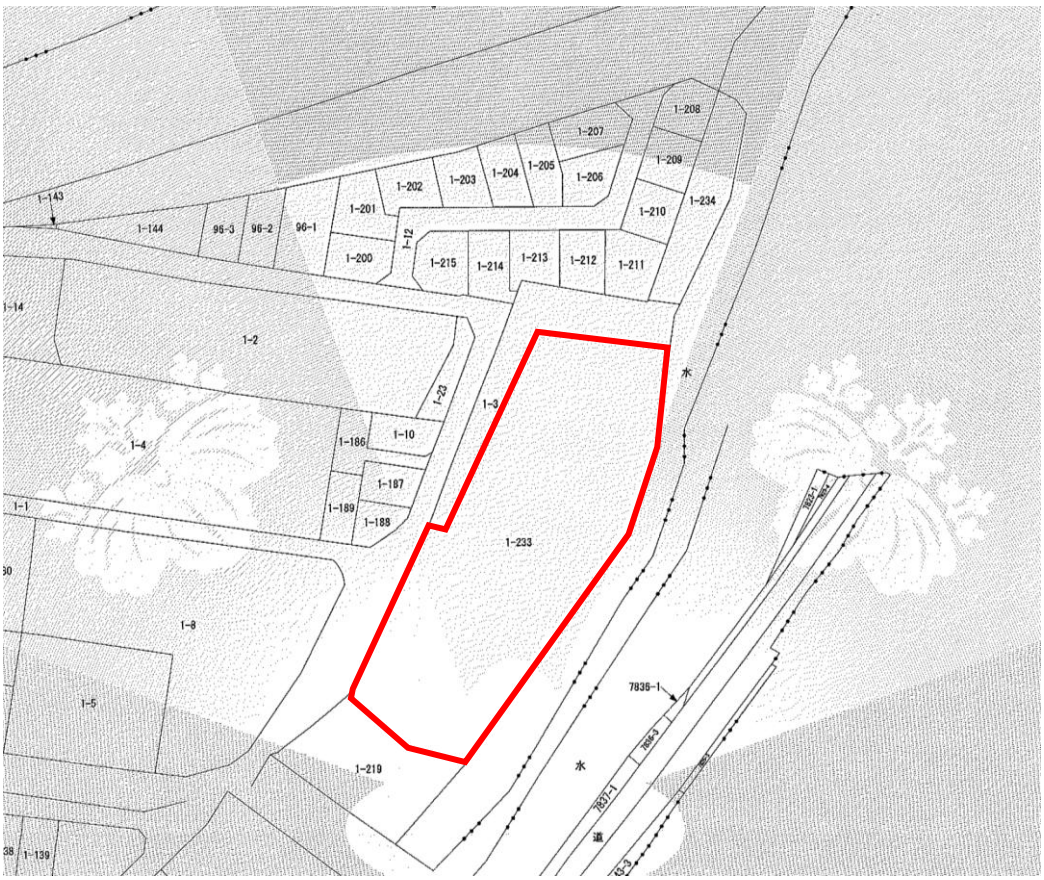 1-208 1-207 1-209 1-206 1-205 1-204 1-203 1-202 1-201 1-210 1-234 1-143 1-144 96-3 96-2 96-1 1-200 1-12 1-215 1-214 1-213 1-212 1-211 1-14 1-2 1-23 1-3 1-4 1-186 1-10 1-187 1-189 1-188 1-1 1-233 1-8 1-5 1-219 1-139 7836-1 水 道

物件説明書

物件番号 2　　最低売却価格 10，100，000円

住居表示	呉市広弁天橋町			
所在及び地番	呉市広弁天橋町1番234			
土地	305㎡（公簿）／305．36㎡（実測）		地目	水道用地
建物等概要	取水ポンプ設備（ピット約4．18㎡×約1．9m，井戸約13m），　配管設備等			
接面道路の幅員	幅員約4mの街路に接面			
用途地域等	市街化区域（第一種住居地域，建ぺい率60％，容積率200％），土砂災害警戒区域外，洪水浸水想定区域内			
	高潮浸水想定区域内，津波災害警戒区域外，雨水出水浸水想定区域外，宅地造成工事規制区域内			
供給施設等の引き込みの可否	上水道	接面道路に配水管（DIPφ150㎜）有り		
	下水道	接面道路に排水管（VUφ200㎜）有り		
	電気	使用可		
	ガス	使用可		
近接交通機関及び公益施設等	最寄バス停	弁天橋バス停（400m）		
	最寄駅	JR新広駅（約2．3km）		
	学校	呉市立三坂地小学校（250m）／呉市立広中央中学校（750m）		
	官公署	呉市役所広市民センター（2．2km）		
参考事項	・戦後，国から譲受し，工業用水の取水施設として令和2年度まで使用していました。 ・敷地内に外周フェンス，取水設備及び不使用の埋設管があります。 ・現状有姿での引渡しとなりますが，落札者による構造物及び不使用の埋設管等の撤去を原則としますので，構造物等についての契約不適合責任を一切負いません。 ・国から譲受した施設のため，上下水道局が把握していない埋設管等がある可能性があります。 ・建物を新築される場合，地盤調査は行っていないため，地盤改良が必要となる場合があります。 ・最低売却価格は，更地価格から構造物等の撤去費用を控除した額としています。			
外観				

位置図	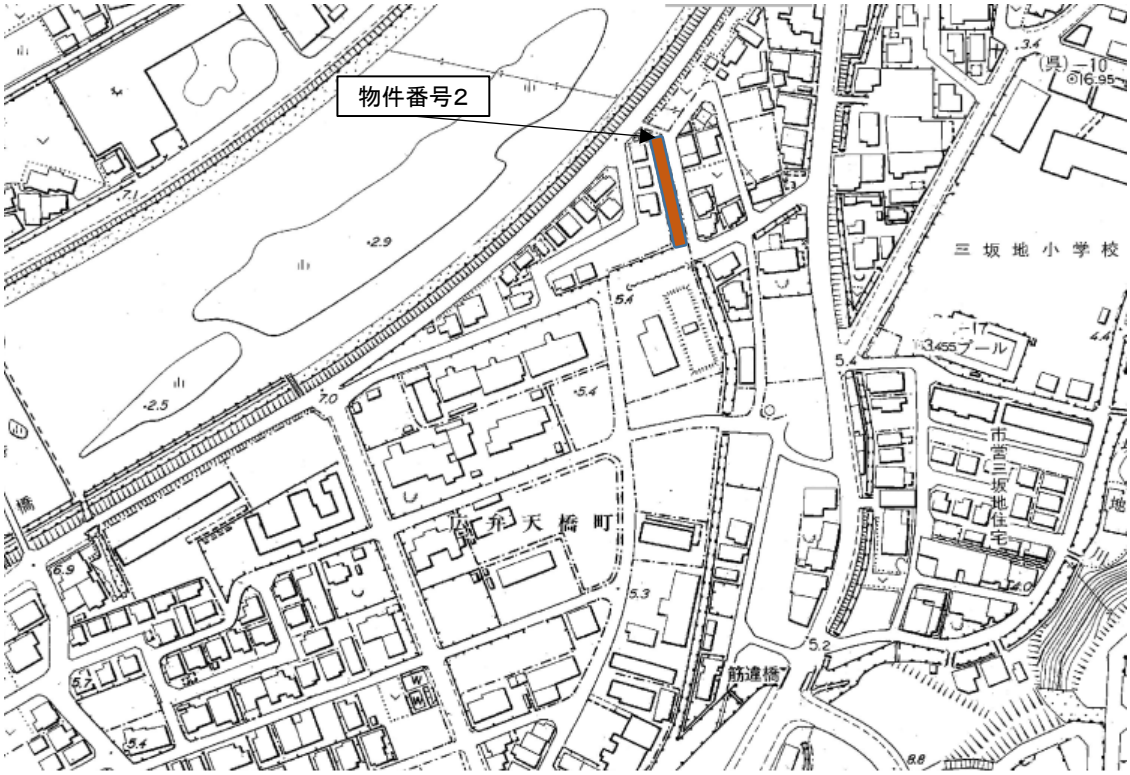 物件番号2 三坂地小学校 弁天橋町 筋違橋 市営三坂地住宅 -17 3.455プール
公図	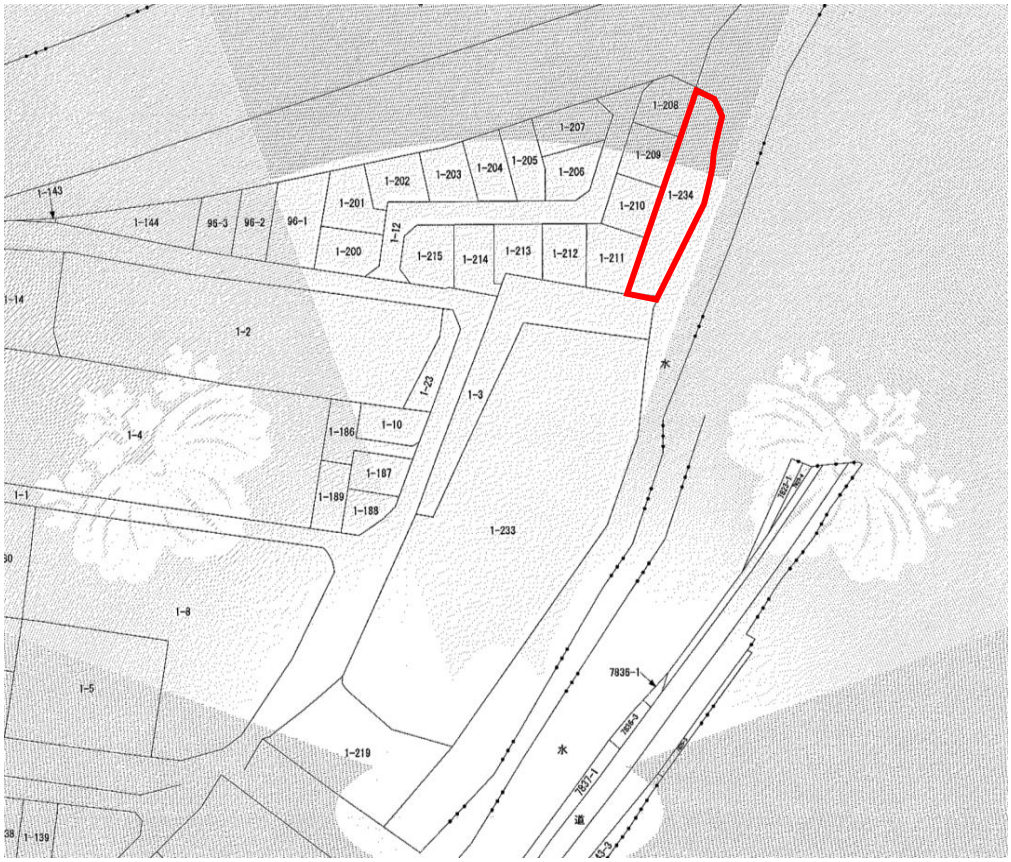 1-208 1-207 1-209 1-206 1-205 1-204 1-203 1-202 1-201 1-234 1-210 1-143 1-144 95-3 95-2 96-1 1-200 1-12 1-215 1-214 1-213 1-212 1-211 1-14 1-2 1-23 1-3 水 1-4 1-186 1-10 1-187 1-189 1-188 1-1 1-233 1-8 1-5 7935-1 1-219 水 道 1-139

様式第1号

一般競争入札に関する質問書

令和　　年　　月　　日

所在地			
法人名（代表法人名）		電話番号	
		FAX番号	
代表者名		E-mail	
		担当者名	

	資料名称	ページ	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			

※資料名称及びページは，必ず記入してください。

※行数が足りない場合は，必要に応じて追加してください。

様式第2号

一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　 様

私は，次に掲げる物件の入札に参加するため，呉市上下水道局売却用地の一般競争入札申込要領の内容を承諾の上，申し込みます。

申込者　　〒

住所又は所在地

（ふりがな）　（　　）

氏名又は

法人及び代表者名　　実印

連絡先電話番号　（TEL　　－　　－　　）

持分（　　/　　）

※ 共有しようとする申込者の代表者である場合は，当該代表者が共有しようとする持分を記入してください。

物件番号	土地等の使用目的	受付印

※ 押印は，印鑑登録済みの印（実印）を使用してください。

※ 共有による申込みの場合は，別紙共有予定者一覧表を添付してください。

※ 共有予定者が4名をこえる場合は，必要に応じて別紙を追加し，共有予定者全員が押印の上，割印（実印）を押印してください。

一般競争入札参加受付済証

申込物件番号	氏名又は法人名及び代表者名	受付印

様式第2号別紙

共有予定者一覧表（※申込書記載の代表者を除く。）

共有予定者　1

住所又は所在地　　〒

氏名又は
法人名及び代表者名　　㊞

連絡先（電話番号）

持分　　（　　/　　）

共有予定者　2

住所又は所在地　　〒

氏名又は
法人名及び代表者名　　㊞

連絡先（電話番号）

持分　　（　　/　　）

共有予定者　3

住所又は所在地　　〒

氏名又は
法人名及び代表者名　　㊞

連絡先（電話番号）

持分　　（　　/　　）

共有予定者　4

住所又は所在地　　〒

氏名又は
法人名及び代表者名　　㊞

連絡先（電話番号）

持分　　（　　/　　）

※　押印は，印鑑登録済の印（実印）を使用してください。

様式第3号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

住所又は所在地 ……

氏名又は
法人名及び代表者名 …… 実印

私は，呉市上下水道局売却用地の一般競争入札参加申込みに当たり，呉市契約規則その他関係法令を遵守し，呉市上下水道局売却用地の一般競争入札申込要領に記載のある事項について承諾の上，次に掲げる事項について誓約します。

1　私は，一般競争入札参加申込書及びその他関係書類について，虚偽の記載をしておりません。

2　私は，呉市上下水道局売却用地の一般競争入札申込要領中，入札参加者の資格等に記載のある入札に参加できない者のいずれにも該当しません。

3　私は，入札参加申込みその他すべての手続において，不正な手段を用いていません。

4　私は，入札参加申込みに当たり，呉市上下水道局が管理する水道料金及び下水道使用料等の納付状況を確認することについて承諾し，何ら異議を申し立てません。

5　私は，以上の事項について事実と相違したことにより，入札参加申込みその他すべての手続を留保又は無効とされても，呉市上下水道局に対し何ら異議を申し立てません。

6　私は，入札参加申込みに当たり，入札参加者から暴力団等を排除することを目的として，私の氏名（法人にあっては，法人名及び代表者，役員等の氏名），ふりがな，住所，性別，生年月日等について，警察当局に情報提供されることについて無条件で同意します。

様式第4号

役 員 等 一 覧

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 氏 名　　㊞

弊社の役員は，次のとおりです。

役 職 名	（ふ り が な） 氏　　名	性別	住　所	生年月日
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・
	（　　）	男・女		明・大・昭・平 ・　・

※法人の場合は，本書類を申込書に必ず添付してください。添付されていない申込みは，無効となります。

※法人登記簿に記載されている役員全員（代表者を含む。）を記載してください。

※支店・営業所等を通じて申し込む場合は，支配人，支店長又は営業所長等についても記載してください。

※申込資格の確認のため，本書類に記載のある情報を警察当局に提供します。

※本書類の提出があったものについては，当該情報提供について無条件で同意されたものとみなします。

様式第5号

辞　退　届

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

住所又は所在地 ……

氏名又は
法人名及び代表者名 …… 実印

令和　　年　　月　　日付けで入札参加申込みをした申込物件番号＿＿＿＿＿の物件につきましては，次の理由により入札を辞退します。

辞退の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第6号

小 切 手 一 時 保 管 証

＿＿＿

様式第7号

小 切 手 返 還 請 求 書

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名　　印

次の物件の入札に係る小切手の返還を請求します。

物件番号

支払地	銀 行		支 店
小切手の 記号・番号		額面金額	円

小 切 手 返 還 領 収 書

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

上記のとおり領収しました。

住所又は所在地

収入印紙
200円
印

氏名又は法人名
及び代表者名　　印

※営業者については，収入印紙（200円）の貼付，消印が必要です。

様式第8号

入　札　書

金　額			億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

呉市契約規則その他関係法令を遵守し，呉市上下水道局売却用地の一般競争入札申込要領について承諾の上，上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者　　住　所

氏　名又は
法人名及び　　実印
代表者氏名

代理人　　住　所

氏　名　　印

呉 市 長　様

物件番号	
申込物件の 所在及び地番	

1　代理人によって入札するときは，本人の住所，氏名のほか代理人の住所，氏名を記載してください。

2　入札金額は，算用数字ではっきりと記載し，数字の前には「￥マーク」を記載してください。

3　入札金額を書き損じたときは，新たな用紙に書き直してください。

4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

様式第9号

委　任　状

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

委任者

住所又は所在地 ……

氏名又は

法人名及び代表者名 …… 実印

私は，次の者を代理人と定め，次の申込物件番号の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

代理人

住　所 ……

（ふりがな）

氏　名 …… 印

電話番号 ……　－　－

生年月日 ……　年　月　日

申込物件番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人使用印

様式第10号

入札保証金(充当・納付換)依頼書

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名　　印

次の物件の売買契約に関して，既に納付済の入札保証金を契約保証金の一部に充当，又は売買代金の一部に納付換えしてください。

金　　円

物件番号	申込物件の所在及び地番

様式第11号

契約保証金納付換依頼書

令和　　年　　月　　日

呉 市 長　様

住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名　　印

次の物件の売買代金の支払いに当たり，既に納付済の契約保証金を売買代金の一部に納付換えしてください。

金　　円

物件番号	申込物件の所在及び地番